

東京農業大学校友会佐賀県支部 規 約

(名 称)

第一条 この会は東京農業大学校友会佐賀県支部という。

(目 的)

第二条 この会は東京農業大学本部との連携を緊密に図りつつ、会員相互の親睦と発展に寄与することを目的とする。

(事 務 所)

第三条 この会の事務局は、佐賀県佐賀市若宮三丁目2番25号 306号 納富 太栄 宅におく。

(郵便番号 849-0926 電話 自宅 0952-33-3358)

開設口座 郵便振替口座 東京農業大学校友会 佐賀県支部 01770-8-10797

佐賀銀行県庁支店(601)普通1443455 東京農大校友会佐賀県支部 事務局長 納富 太栄

(会 員)

第四条 この会の会員は正会員、準会員及び賛助会員とする。

1. 正会員は東京農業大学を卒業、又は終了した者とする。
2. 準会員は東京農業大学在學生とする。
3. 賛助会員は東京農業大学に関係ある者、又はこの会の趣旨に賛同する者で総会の承認を得た者とする。

(役 員)

第五条 この会に次の役員をおき、その任期は三ヶ年とする。又、名誉支部長をおくことができる。

なお、役員は総会で選出する。

- | | | | | | |
|--------|----|---------|-----|-------|-----|
| 1. 支部長 | 1名 | 2. 副支部長 | 若干名 | 3. 顧問 | 若干名 |
| 4. 幹事長 | 1名 | 5. 事務局長 | 1名 | 6. 幹事 | 若干名 |
| 7. 監事 | 2名 | 8. 会計 | 2名 | | |

(役員の仕事)

第六條 役員の仕事は、次の通りとする。

1. 支部長は会務を統括し、この会を代表する。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時は支部長の職務を代行する。
3. 顧問はこの会の重要事項について支部長の諮問に応ずる。
4. 幹事長は幹事を代表し、支部長の命により会務の執行に当たる。又、本部との連絡幹事を兼ねる。
5. 幹事は会務の必要な事項を処理する。

(職域別役員)

第七條 この会に職域別係を置き、本会の趣旨に基づき会員相互の連絡を密にし運営の円滑を期す。
職域別係に次の役員をおく。

1. 主 任 1名
2. 係役員 若干名

(会 議)

第八條 この会の会議は、総会及び役員会とする。

1. 総会は毎年一回開催する。ただし必要に応じ臨時総会を開催することができる。
2. 役員会は必要によりこれを開催する。
3. 会議の議事は出席会員の過半数で議決する。

(会費及び会計)

第九條 この会の経費は、会費及び寄付金その他をもって当てる。

1. 会費は正、準会員一人年額 2, 0 0 0円とし前納を原則とする。
2. この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

この会の規約は昭和43年6月15日から施行する。

◇規約第五条による役員 ……令和元年8月改選

※ ……代議員

支 部 長	……古川 繁樹 (S49工) ※				
副支部長	……古賀 醸治 (S46醸)	真子 重房 (S52農) ※	吉岡 靖博 (S53工) ※		
幹事	……江口 洋久 (H03工)				
幹事	……黒川 幸彦 (S53農)	森 金充 (S53造)	阿津坂 剛 (S55造)	白武 博義 (S58拓)	
	……久富 光祐 (S61経)	樋口 和宏 (H01農)	北原 努 (H02経)	挽地 貞哉 (H02工)	
	……中島 修治 (H02短醸)				
監事	……碓 和博 (S53工)	江頭 義彦 (S57工)			
事務局 局長	……納富 太栄 (H08化)				
事務局 局長	……藤永 伸之 (H05工)	深瀬 信博 (H07林)	永瀨 智之 (H07産経)	徳永 健 (H07醸)	
	……古川 秀一 (H09工)	元山 英信 (H10工学)	濱野 克錦 (H17企業)		

◇規約第七条による役員 ……令和元年8月選任

No.	職 域	主 任	係 役 員			備 考
1	国・県 等	本多 巨邦 <small>(S61林・佐賀県佐賀空港事務所)</small>	貞島 昭二 <small>(H05拓・自営)</small>	田島 丈寛 <small>(H16企業・佐賀県杵藤農林事務所)</small>	久保 省子 <small>(H11生 産・(一財)佐賀県環境科学検査協会)</small>	
2	高校 教員	永瀨 尚弘 <small>(S63工・伊万里農林高)</small>	山田 豊 <small>(H02拓・高志館高)</small>	中島 実貴也 <small>(H05林・高志館高)</small>	吉村 剛 <small>(H14工学・敬徳高)</small>	
3	小・中学教員	門田 芳彦 <small>(S56経・白石高校)</small>	杠 祐一 <small>(H04林・昭栄中)</small>	野田 秀和 <small>(H13森林・三瀬中)</small>	中島 祐一郎 <small>(H14森林・東原庁舎中央校)</small>	
4	市・町 等	溝上 昇 <small>(S57短農・白石土改区)</small>	川島 安人 <small>(S59工・太良町役場)</small>	今福 結城 <small>(H10経・白石町役場)</small>		
5	農 協	黒田 淳一 <small>(S58農・)</small>	秀坂 哲朗 <small>(S63農・JAフーズさが)</small>	水田 秀徳 <small>(H11産経・JA共済連佐賀)</small>	丸田 佑介 <small>(H21農学・JAフーズさが)</small>	
6	建 設 業	西島 治 <small>(H05造・(株)百花園)</small>	安井 将晃 <small>(H06林・(株)山崎建設)</small>	池田 直純 <small>(H17工学・(株)高太)</small>	永代充日出 <small>(H18工・(株)日本建設公社)</small>	
7	醸 造	田尻 泰浩 <small>(S61醸・松浦一酒造(株))</small>	木下壮太郎 <small>(H07醸・天吹酒造(合))</small>	峰松 宏文 <small>(H13醸・幸姫酒造(株))</small>		
8	一 般	辻 浩一 <small>(S58農・嬉野市議員)</small>	池田 和康 <small>(H03業・(有)いのうえ保険企画)</small>	白浜 学 <small>(H13農・白浜農産)</small>	平田憲市郎 <small>(H15農・平田花園)</small>	

東京農業大学校友会佐賀県支部 会員名簿管理規程

第1条 この規程は、個人情報保護法の制定・施行にともない、東京農業大学校友会佐賀県支部が会員に配布する支部会員名簿（以下「個人情報」という）の利用及び管理全般について定めるものとする。

第2条 個人情報に記載する情報項目は、次のとおりとする。

- (1) 会員の氏名
- (2) 郵便番号、住所及び自宅電話番号
- (3) 卒業年次、学部名及び学科名
- (4) 勤務先名及び勤務先電話番号

第3条 個人情報の開示又は提供を受けられる対象機関・団体及び対象者は、次のとおりとする。

- (1) 学校法人東京農業大学、東京農業大学短期大学部及び役員・教職員
- (2) 東京農業大学校友会
- (3) 佐賀県支部役員、職域別役員及び会員

第4条 東京農業大学校友会佐賀県支部長（以下「支部長」という）は、校友会佐賀県支部幹事長を個人情報取扱管理責任者（以下「管理責任者」という）に任命し、個人情報の更新、消去、開示、提供及び廃棄等の適正な管理に努めるよう指示するものとする。

- 2 支部長は、次の各号に基づき、情報の開示又は情報を提供することが妥当と判断された場合、管理責任者に指示するものとする。
 - (1) 情報開示又は情報提供が適正であると判断された場合
 - (2) 校友会支部活動（会議、会合、イベント等の通知、会報・資料等の送付等）の活性化と円滑な活動に資すると判断された場合

第5条 管理責任者は、個人情報の管理に関し支部長の指示に従うものとする。

- 2 管理責任者は、支部長の指示に従い個人情報を開示又は提供するものとする。
- 3 管理責任者は、個人情報の管理を厳正に行うとともに、会員以外の者に情報の開示又は情報を提供してはならない。

第6条 第3条に規程する関係機関・団体及び会員が個人情報の提供を求める場合、文書、ファクシミリ又は電話をもって支部長宛に申し込まなければならない。

第7条 この規程に定めのない事項は、管理責任者が支部長と協議し決定するものとする。

第8条 この規程の改正は、東京農業大学校友会佐賀県支部役員会の議を経るものとする。

附 則 この規定は、平成17年8月27日から施行する。